

第 35 回 桐生市農業委員会議事録

開会日時	令和8年4月27日（月） 午後 2時 00分
閉会日時	同 上 午後 3時 20分
開催場所	桐生市市民文化会館 スカイホールB（4階）
出席委員	24名 農業委員 1番 富田 正次郎 3番 山形 啓子 4番 川口 賢一 5番 山形 ちづ代 6番 井田 秋雄 7番 星野 重彦 9番 坂本 久美子 10番 星野 昭彦 11番 中島 篤 12番 渡辺 隆司 13番 矢内 鉄男 14番 今泉 芳雄 農地利用最適化推進委員 1番 金子 博一 2番 荻原 完一 3番 武 幸一 4番 木村 聡 5番 大澤 隆 6番 小菅 雄一郎 7番 多和田 圭一 8番 丹羽 康博 9番 中村 耕一郎 10番 齊藤 克代 11番 深澤 憲司 12番 太田 亮一 [遅刻委員] [中座委員] [早退委員]
欠席委員	8番 山形 栄子
議事参与	5名 事務局長 今泉 勝浩 主査 鳥井 貴史 次長 山藤 健二 係長 石原 幸枝 主査 細井 裕子
議 事	日程第1 議事録署名委員の指名 日程第2 会期決定の件 日程第3 第132号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 委員会処分 4件 第133号議案 農地法第4条の規定による許可申請について 委員会処分 1件 第134号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 委員会処分 9件 日程第4 第135号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条 第3項の規定による依頼について 委員会処分 6件 日程第5 第136号議案 令和8年度最適化活動の目標の設定等について 日程第6 報告第67号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 報告第68号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

開 会 午後 2 時 00 分

議 長

ただ今から第35回桐生市農業委員会を開会いたします。

ただ今の出席委員は農業委員12名、推進委員12名であり、定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、会議規則第26条第3項の規程に基づき、7番星野重彦委員及び9番坂本委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の細井主査を指名いたします。

日程第2「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 第132号議案「農地法第3条の規定による許可申請」について、委員会処分が4件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事 務 局

はい。議長。

議 長

はい。事務局。

事 務 局

(議案書より順序・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号1番、4番につきましては、別添調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

受付番号2番につきましては、営農型太陽光発電施設での売電事業を実施するため、申請されたものでございます。

本件は、被設定人が設定人の農地の上部に太陽光発電施設を設置することを計画していることから、区分地上権を設定するものであり、農地法第3条第2項各号の要件に該当しないものとなります。

太陽光発電施設下部では梅の栽培を予定しており、収穫は4年後を予定しているそうです。それまでは施肥や防除・木の剪定や周辺の除草の管理を行っていくとのことでございます。

受付番号3番につきましては、被設定人が設定人所有の農地の下部に排水管を設置するとのことから、地役権を設定するものであり、農地法第3条第2項各号の要件に該当しないものとなります。

なお、関連案件といたしまして、このあとご審議いただきます、第134号議案受付番号4番で排水管理設用地として5条の農地の一時転用許可申請もされております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 続きまして、この件について4月24日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員会のご報告をお願いいたします。

12番推進委員 はい。議長。

議長 はい。12番太田推進委員。

12番推進委員 12番推進委員太田です。4月24日に9番坂本委員と事務局2名といっしょに現地調査に行きましてのご報告いたします。

第132号議案、受付番号1番の申請地ですが、新里町板橋住民センター北に向かった場所になります。現地は、木が伐採した跡があり、まだ片付いてはおりませんでしたが、これから耕作してもらえるようなので、問題はないと思います。

受付番号2番の申請地ですが、新里町にある昆虫の森に隣接している鶴ヶ谷沼南西の場所になります。現地は、草木が生えておりました。許可されたら着工する予定だそうです。斜面は南東方向に緩やかに下っているので太陽光発電には良いと思います。

受付番号3番の申請地ですが、桐生市清掃センターの北に向かった場所になります。立地条件として畑として悪くないと思いますが、配管は埋設して西にU字溝があるようなので問題はないと思います。この土地については、今後家を建てる予定なのでしかたないと思います。

受付番号4番ですが、現地調査委員である坂本委員からお願いいたします。

9番農業委員 はい。9番坂本です。黒保根地区になりますので私から説明させていただきます。

受付番号4番の申請地ですが、黒保根町、清水地区ふれあいセンター北西に向かった場所になります。譲受人についてはよく知っている人で、平成7年に移住とありますが、その何年か前に黒保根町に子育てをしながら住んでおりました。事情があり1年くらい黒保根町から離れておりました。しかし、黒保根町が住みやすく、できればここに帰ってきたいと思いながら空き家を探していたところ、清水地区の譲渡人の家と同時に農地を譲っていただけることになりました。譲渡人についてですが、長男が県外に就職し、そちらに家を建てました。そして、定年退職し、週に一度くらい実家の家を守ったり、畑を耕作しておりましたが、年をとり苦になってきたところに譲受人の話がでてきました。譲受人は、農家をしたことがないのですが、土に接するのが楽しみだと言って

おりました。まじめな方で一所懸命農家をしたいと言っておりますので、黒保根地区もだんだん人が少なくなる中、こういう方が入ってきてくれることを大変良い事だと思っております。皆様のご意見をお聞かせしてください。よろしくお願いいたします。

議 長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。
また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

(補足説明なし)

これより質疑に移ります。
ご質問はありませんか。

6 番農業委員 はい。

議 長 はい。6 番井田委員。

6 番農業委員 6 番井田です。受付番号 4 番の件についてご質問いたします。教員という事でまだ農業には早いのかと思うのですが。

9 番農業委員 はい。

議 長 はい。9 番坂本委員。

9 番農業委員 9 番坂本です。確かに譲受人は教員ですが、奥さんは、実は私の農園に農業をしてみたいという事で、パートとして何年か仕事にきている人です。急に農業を始めるのは大変なので譲渡人も週 1、2 回来て譲受人に教えるという話は聞いておりますので、なんとかやっていけるのではないのかと思います。

11 番推進委員 はい。

議 長 はい。11 番深澤推進委員。

11 番推進委員 11 番推進委員深澤です。受付番号 4 番の件について、譲受人については、移住してから私の所属している消防団に入っております。今回の件について譲受人からもお話がありまして、私からも教えるのでしっかりやってほしいと伝えました。始めは、難しいと思うので、まずは自家用の野菜作りをし、作物がよく作れるようになったら面積を広げ、地元の直売所等で販売できるようになればとアドバイスをしました。譲受人や譲受人の奥さんから野菜作りを一所懸命してみたいと希望しておりますので、私の方でも補助していきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

8 番推進委員 はい。

議 長 はい。8 番丹羽推進委員。

8 番推進委員 8 番推進委員丹羽です。受付番号 4 番の件について、農地法第 3 条調査書の第 3 条第 2 項第 1 号（全部効率利用）について、該当しないに○がついておりますが農業用の機械等もっているのですか。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 申請受付時に確認したところ、農機具に関しましては、管理機 1 台、軽四ト

ラック 1 台、軽四ダンプ 1 台、草刈り機 3 台、消毒用の農機具 1 式あると報告されております。

8 番推進委員

はい。

議 長

はい。8 番丹羽推進委員。

8 番推進委員

8 番推進委員丹羽です。トラクターはないのですか。

議 長

はい。事務局。

事 務 局

トラクターについては、こちらでは、確認できておりません。

議 長

トラクターがなくて、仕事に影響がでるようであれば、地元の農業委員さん等が面倒をみるということで、よろしくお願いします。

ほかに、何かございませんか。

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第 1 3 2 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請」について、委員会処分が 4 件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第 1 3 2 号議案は許可相当として承認（否決）されました。

続きまして、日程第 3 第 1 3 3 号議案「農地法第 4 条の規定による許可申請」について、委員会処分が 1 件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

議 長

はい。議長。

事 務 局

はい。事務局。

議 長

(議案書より順序・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号 1 番の立地基準につきましては、集団的に存在する農地であるため、第 1 種農地と判断しますが、地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されると思われますので、基準を満たしていると考えます。

用地選定については、より適した代替地を探すのは困難と思われますので、基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準についてですが、いずれも全ての基準を満たしていると考えます。

以上 1 番について、農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件

の全てを満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 続きまして、この件について４月２４日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

12番推進委員 はい。議長。

議長 はい。１２番太田推進委員。

12番推進委員 １２番推進委員太田です。引き続きご報告させていただきます。

第１３３号議案、受付番号１番の申請地ですが、新里町野の信号を北東に向かった場所になります。宅地敷地内に周囲がブロック塀で囲まれておりまして、昭和４５年くらいに家の裏に鶏小屋を建てて鶏を飼っていたという実例があります。そのようなブロック塀に囲まれた狭い土地でした。いたしかたないと思いますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

５番農業委員 はい。議長。

議長 はい。５番山形ちづ代委員。

５番農業委員 ５番山形です。私の地元ですが、この家はもう何十年も前からどなたも住んでいらっやらないので、転用目的のとおりでよいかと思います。

議長 これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

(質 疑 な し)

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第１３３号議案「農地法第４条の規定による許可申請」について、委員会処分が１件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

挙手全員でございます。

よって、第１３３号議案は許可相当として承認されました。

続きまして、日程第３ 第１３４号議案「農地法第５条の規定による許可申請」について、委員会処分が９件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局
議長
事務局

はい。議長。

はい。事務局。

(議案書より順序・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

まず、受付番号1番、7番、8番の立地基準につきましては、生産性は低い農地で、小集団の農地の区域内でありますので、第2種農地と判断します。

受付番号2番の立地基準につきましては、農振農用地区域内の農地であります。営農型太陽光発電施設の設置の許可制度上の取扱いに沿った、一時的な利用に供するものであり、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれはないと考えられ、許可基準を満たしていると考えます。

受付番号3番、4番、5番、6番、9番の立地基準につきましては、土地改良区内にある農地であるため、第1種農地と判断しますが、地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されると思われますので、基準を満たしていると考えます。

用地選定については、より適した代替地を探すのは困難と思われるので、基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準についてですが、いずれも全ての基準を満たしていると考えます。

以上1番から9番まで農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

続きまして、この件について4月24日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員会のご報告をお願いいたします。

12番推進委員

はい。議長。

議長

はい。12番太田推進委員。

12番推進委員

12番推進委員太田です。新里地区については、引き続きご報告させていただきます。

第134号議案、受付番号1番の申請地ですが、桐生市上水道新里第一配水池を北に少し進んだ場所になります。現地は、農地として使用されておらず荒れておりました。12年前に除外を受けておりまして、転用許可は受けずに使用していたということです。資材置場に使用しているように見えたのですが、草がたくさん茂っており、よくわかりませんでした。これから、きれいに使用していただけるのであれば問題はないかと思います。

受付番号2番の申請地ですが、第132号議案受付番号2番の関連案件になりますので説明は省略させていただきます。

受付番号3番の申請地ですが、桐生武井西工業団地の南の場所になります。

露天資材置場用地として利用するのであれば、工業団地の一角のため、いた

しかたないかと思ひます。

受付番号4番・5番・6番の申請地ですが、第132号議案受付番号3番の埋設する排水溝の申請の関連案件になりますので説明は省略させていただきます。

受付番号7番の申請地ですが、新宮住民センターを南に少し進んだ場所になります。農業するには狭く周辺が家なので、いたしかたないかと思ひます。

受付番号8番・9番については、黒保根地区担当の坂本委員に現地調査のご報告をお願いします。

9番農業委員 9番坂本です。黒保根地区については、引き続きご報告させていただきます。受付番号8番の申請地ですが、桐生市黒保根町保健センターのすぐ東の場所になります。隣接している所も作業場があるため、問題はないかと思ひます。

受付番号9番の申請地ですが、桐生市前田原定住促進住宅の北西の場所になります。譲受人の家は、55年くらい前からありました。昔は土地の売買や貸借を安易にしており、相続をして申請していなかったことが今回わかり、いたしかたないかと思ひます。みなさんのお考えをお聞かせください。

議長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。
また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

(補足説明なし)

これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

私からですが、今回の営農型太陽光発電をするのですが、会社の従業員4名とありましたがもう少し説明を詳しくしていただけますか。

事務局 農作業についてですが、常時は、会社従業員である4名が管理を行い、農作業については、5月中旬から6月下旬ごろまで、収穫、選別作業をする際に、臨時の作業員を採用すると伺っております。以上です。

8番推進委員 はい。議長。

議長 はい。8番丹羽推進委員。

8番推進委員 8番推進委員丹羽です。受付番号4番についてですが、一時転用ということですが期間はどのくらいになりますか。

事務局 期間については、住宅の建設と同時に行うと伺っておりますので、令和8年5月18日から12月19日まで予定しております。

8番推進委員 はい。議長。

議長 はい。8番丹羽推進委員。

8番推進委員 8番推進委員丹羽です。受付番号8番についてですが、以前申請がでておりましたよね。

事務局 はい。事務局。

事務局 隣接する場所で、令和7年11月に新たに事務所を設立するという申請がございました。

13番農業委員 はい。議長。

議長 はい。13番矢内委員。

13番農業委員 13番矢内です。受付番号4番、5番、6番の農地の中に排水溝を付けるということですが、用水路に水を流してもよいということなののでしょうか。建築基準法では、排水ができない所は地下浸透なのではないのでしょうか。

議長 はい。事務局。

事務局 排水の関係につきましては、建築指導課で確認をしていただいておりますので、こちらで排水をどうするか判断については行っておりません。申請を行う前に関係各課については、事前に審査、許可が必要かどうか確認をしております。

事務局長 はい。議長。

議長 はい。事務局。

事務局長 建築確認について、おっしゃるとおり合併浄化槽の放流水においては、浸透枳を作って処理するのが正解です。その後変更して、側溝へ放流は、新里支所の地域振興整備課が道路側溝の管理をしているため、排水接続の申請許可を得られれば、道路側溝に放出できます。

13番農業委員 了解しました。

議長 ほかに何かございませんか。

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第134号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について、委員会処分が9件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 賛成者 挙手 ）

挙手全員でございます。

よって、第134号議案は許可相当として承認されました。

日程第4 第135号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による依頼」について、委員会処分が6件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 はい。議長。

議 長 はい。事務局。
事 務 局 （議案書より順序・申請地詳細・契約内容・事由を朗読）
以上、農用地利用集積等促進計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 続きまして、この件について4月24日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員会のご報告をお願いいたします。

9 番農業委員 はい。議長。
議 長 はい。9 番坂本委員。
9 番農業委員 9 番坂本です。4月24日に12 番太田委員と事務局2 名と一っしょに現地調査に行って参りましたのでご報告いたします。
どの農地もきれいになっており、このままきれいにしていいただければ、よいのではないかと思います。以上です。

議 長 以上、事務局並びに現地調査委員会より説明がございました。
また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

（補足説明なし）

これより質疑に移ります。
ご質問はありませんか。

6 番農業委員 はい。議長。
議 長 はい。6 番井田委員。
6 番農業委員 6 番井田です。ぜひ、お願いしたいことがあります。賃貸料についてですが、例えば、10 年間借りて無料の場合、もう少し料金をあげていただきたいと思います。そうしないと貸し手の税金や群馬用水等の使用料の支払いがございいますので、少しでも賃貸料を出してもらえる方向にもっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 こういう意見があったことを借り手側に伝えていただければと思います。
ほかに何かございますか。

（ 質 疑 な し ）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

第135号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による依頼」について、6 件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第 1 3 5 号議案の諮問案件については許可相当として承認されました。

日程第 5 第 1 3 6 号議案「令和 8 年度最適化活動の目標の設定等」について、議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局
議長
事務局

はい。議長。

はい。事務局。

(議案書を朗読)

こちらは、令和 8 年度の委員会活動の目標としたものでございます。

「農業委員会に関する法律」の規定(第 3 7 条)に基づいて、前年度の活動の結果及び今年度の目標を、市のホームページで公表しております。目標の内容を、委員の皆様にご了解していただいたうえで、農業会議へ提出、群馬県へ報告、市のホームページで公表することとなっております。

ローマ数字の 1 番、「農業委員会の状況(令和 8 年 4 月 1 日現在)」という項目でございます。こちらは委員会の現在の体制について、また、桐生市内の農家・農地等の概要を、各種統計を基に表示してあります。耕作面積の田と畑を足しますと 1, 222ha ですが計は 1, 220ha となっております。こちらは農林水産省で公表している。「耕作及び作付面積統計」に基づいて記入しております。

次のページに進みます。ローマ数字の 2 番、「最適化活動の目標」という項目でございます。

まず、「最適化活動の成果目標」と題して、農地の集積に関する現状と目標です。目標につきましては、前年並みとさせていただきます。

次に「遊休農地の解消」という項目です。

遊休農地の現状につきましては、令和 7 年度の利用状況調査の結果を反映しております。

続いて目標になります。こちらは先程の遊休農地の緑区分の農地、黄色区分の農地の解消についての目標となります。緑区分の農地の解消目標が 25. 4ha と表示されておりますが、すぐ下に※印の注釈にありますとおり、「令和 3 年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地の 5 分の 1 の面積を記入」したものでございます。農業委員会で設定できる部分ではないことをご了承ください。

黄色区分の解消につきましては、解消のための工程表の策定方針を定めることとなっておりますが、今後県と協議する必要があるため空欄となっております。

新規遊休農地の解消につきましては、6ha と表記してありますが、これは令和

6年度の利用状況調査の結果新規発生した緑区分の遊休農地の解消面積が6haであり、その面積全部を解消目標とする旨、国より示されているためでございます。こちらも農業委員会で設定できる部分ではないことをご了承ください

それでは、3ページ目に進みます。「新規参入の促進」という項目です。

まず、現状と課題ということで、令和4年度から6年度までの実績を表記しました。

次に、目標という項目です。この項目の内容が変更されました。ここでは「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」の目標を設定することになります。

1.6haと表示されておりますが、すぐ下に※印の注釈の2番目にありますとおり「目標面積は、過去3年間の権利移動面積の1割以上を記入」したものでございます。過去3年間とは群馬県から令和4年度から6年度の権利移動面積を指定されており、桐生市では4.6haとなっております。

なお、こちらの目標値も農業委員会で設定できる部分ではないことをご了承ください。

つきましては、委員の皆様には、年間を通して「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得る活動」を行っていただくことになります。こちらにつきましては、新規参入を目指す人に対し既存の担い手改めて説明したいと思っておりますので、

続きまして、最適化活動の活動目標に入らせていただきます。

(1)「推進委員等が最適化活動を行う日数目標」の項目ですが、1人当たりの月間活動日数を8日と設定させていただきました。こちらは、農業会議が設定した基準が月間6日以上であるためです。

次に、最適化活動を行う農業委員の人数を14人全員とさせていただきました。これは、桐生市農業委員会は農業委員・推進委員共に同じ活動を行っておりますので、このように表記させていただきました。

(2)活動強化月間の設定目標の項目です。今年度は強化月間の設定回数を1回、利用状況調査を充てさせていただきました。

(3)新規参入相談会への参加目標の項目です。

以上で目標設定につきまして説明を終わります。この内容をご確認いただきましてこちらで問題がなければ今年度の目標として農業会議へ提出したいと思っております。よろしくお願いいたします。

では、この内容で、農業会議へ提出したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長

以上、事務局より説明がございました。

これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

(質 疑 な し)

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第 1 3 6 号議案「令和 8 年度最適化活動の目標の設定等」について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第 1 3 6 号議案の案件については承認されました。

日程第 6 報告第 6 7 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」事務局より説明願います。

事 務 局

はい。議長。

議 長

はい。事務局。

事 務 局

報告第 6 7 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出」については、ございませんでした。

議 長

続きまして、報告第 6 8 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」事務局より説明願います。

事 務 局

はい。議長。

議 長

はい。事務局。

事 務 局

報告第 6 8 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出」については 5 件ございました。

いずれも内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上でございます。

議 長

以上、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第 6 8 号について発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

発言もないようですので、これをもって報告を終結いたします。

以上で、本日の議題及び報告はすべて終了しました。

これをもって、本日の会議を終了いたします。

閉 会 午後 3 時 2 0 分

以上、会議の顛末を録し、その相違のないことを証するため署名捺印する。

会 長

7 番

9 番
